

令和6年第 2回
総 会
2月

白井市農業委員会会議録

令和6年2月6日 開会

令和6年2月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年2月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和5年度第7次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月20日火曜日
- ・事前審査会(案) 2月27日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 3月5日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

昨晚からの雪によって多少なりとも農作物に被害が出る可能性があります、皆さんに関しては健康面のほうで十分注意していただきたいと思います。

また、農業委員会組織による能登半島地震義援金の募集についてという、書類が来ていまして、それを後で事務局のほうからちょっと説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和6年2月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、3番、山崎正司委員、4番、中嶋健次委員を指名します。

説明および記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので
提出いたします。

令和6年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、中字鶴喰および字砂久保の4筆です。

地目は畑。

地積は合計で2,386平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権の設定をするものです。

2番、十余一字清戸道西の1筆です。

地目は畑。

地積は491平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は贈与により所有権を移転するものでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の妻が出席されました。

申請地は市役所から北へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、よく管理されています。

進入路については、義務者の借地により確保されております。

次に農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラ1台、トラクター、耕運機などについては権利取得後導入予定です。

労働力は、世帯員が4人で、うち2人が農業に従事する予定です。

年間従事日数ですけれども、260日、技術力もあります。

また、周辺地域における農地等の、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保について、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中嶋健次委員 調査報告を申し上げます。

調査資料2番を御覧ください。

当日は権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、よく管理されています。

進入路については市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、軽トラ2台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が3人で、3人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、300日、技術力もあります。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

中 村 会 長 　ただ今、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 小林です。

当日、義務者の奥さまがみえまして、その後、多少お聞きしましたら、義務者はもう長い間、病気療養中でありまして、農家のほうはほとんどできないので、今回この権利者の方に借りていただき耕作していただくということを喜んでいるというようなお話でしたので、なんら問題はないかと思います。

中 村 会 長 　2番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 松丸です。

2番の議案の権利者と義務者でございますが、ご兄弟で、今回の案件の土地ですが、前回の相続で1枚の畑を分筆したそうです。

今回、義務者の方が高齢になるということで、今後の管理等、御家族、御親族、御子息と相談した結果、管理が難しいということになりまして、今回、権利者であります、義務者のお兄さんの実家のほうに贈与をすることになったそうです。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続いて2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号について、農業委員会の高宮正明委員が関係しております。

この議案については農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

高宮委員、しばらくの間、退席をお願いいたします。

では、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字清戸字向原の3筆です。

地目は畑。

3筆合計で904平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転、資材置場とするための所有権移転になります。

2番、大字清戸字向原の1筆です。

地目は畑。

地積は、221平方メートル。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転で資材置場とするためのものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 調査報告を申し上げます。

審査資料3、4番を御覧ください。

当日の出席者は利用者の代理人として権利者が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より東へ約3キロメートル。

進入路は確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のため、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、資材置場。

現在、畑として管理していましたが、高齢の母の介護のため、畑管理が難しくなったため、農地を手放すということになったそうです。

次に一般基準ですが、本申請は資材置場ということですが、申請面積は904平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では外周にフェンスを設置し、前面に砂利敷きを行う計画となっております。

汚水、排水については発生しません。

この計画を隣接土地所有者に確認したところ、問題ないとのことでした。
よって、隣接農地の営農状況に支障をきたすことはないものと思われます。

また、申請地は農振農用地ではありません。

権利者は現状、資材置場がないという理由もあり、必要性についても認められ、併せて許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件はなんら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただ今、事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。
地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1 番、2 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 最適化委員の松丸です。

今の班長さんが説明したとおりでございますが、2の現地の先に企業庁の土地が若干あるようで、そこが整理できてから工事のほうを進めると言っていました。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

伊藤治委員 推進委員の伊藤です。

確認なのですが、資金調達についての計画のところなのですが、1号、2号の金額が全く一緒なので、これは合わせた合計という形で、面積の割合によって分けられるという形になっているのでしょうか。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 事務局の今井です。

事前審査資料の、3の14ページのほうに、土地代金の詳細が記載されております。

伊藤治委員 ありがとうございます。

以上です。

中 村 会 長 他にございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1 番、2 番について、関連がありますので一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番を、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号についても農業委員の高宮正明委員が関係しておりますので、このまま会議を続行いたします。

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局の今井です。

3ページを御覧ください。

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和5年度第7次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、清戸字向原の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は631平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は283アール、更新になります。

2番、清戸字向原の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は758平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は107アール、更新になります。

3番、今井字屋敷廻の10筆および名内字下定戸谷の3筆です
地目は田。

利用権設定面積は1万476平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は304アール、更新になります。

4番、今井字稻荷前の11筆です
地目は田。

利用権設定面積は9,274平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は304アール、更新になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

5番、今井字向地の2筆です。

地目は田。

利用権設定面積は2,042平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は304アール、更新になります。

6番、今井字稻荷前の1筆および今井字屋敷廻の3筆です
地目は田。

利用権設定面積は3,214平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は304アール、更新になります。

7番、富塚字沖の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は371平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は90アール、更新になります。

8番、復字中峠の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は5,404平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が普通畑。

期間が1年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は131アール、更新になります。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

また、全て更新ですので、地区担当委員の説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について承認することに可決いたします。

高宮委員の入室をお願いいたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

8ページを御覧ください。

農地法第3条の3、第1項の規定による届け出でございます。

専決処分につきましては以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項の(2)その他になります。

3月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りにつきましては2月20日火曜日、事前審査会が2月27日火曜日。

担当が第1班になりまして、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会は令和6年3月5日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村会長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人